単 価 契 約 書

支出負担行為担当官を発注者とし、供給人を受注者として、下記の条項により契約を締結する。

記

- 1 契 約 名 暖房用燃料油購入(稚内港湾合同庁舎、単価契約)
- 2 規 格 A重油 JIS1種1号
- 3 予定数量 25,000%
- 4 契約 単価 1 122当たり金 . 円也 (うち消費税及び地方消費税 . 円)
- 5 契約保証金 免 除
- 6 納入場所 稚内港湾合同庁舎
- 7 納入期限 契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- 8 その他の条件 後記記載の条件による。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年10月28日

(発注者) 札幌市中央区北2条西18丁目 支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 石田 純一

(受注者)

(契約の内容)

- 第 1 条 契約物品の規格は変更することができない。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注 者受注者協議のうえ、変更することができる。
- 第 2 条 契約物品の数量は、発注者の都合により変更することができる。
- 第 3 条 発注者及び受注者は、別記の契約単価の変更に関する特約事項に基づき契約単価を改定するものとする。
 - 2 前項に定める場合のほか、物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不適当であると認められるに至った場合は、協議してこれを変更することができるものとする。

(物品納入期限及び延滞料)

- 第 4 条 物品の納入期限は厳守しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注 者受注者協議のうえ、延期することができる。この場合受注者は納入の遅延が予想されたときは、 すみやかに発注者に協議を求めなければならない。
- 第 5 条 物品の納入日は、受注者が、納入完了した旨を発注者に届け出た日とする。
- 第 6 条 受注者が、発注者の認める正当な理由なく物品の納入を遅らせたときは、発注者は納入期限の翌日から起算して納入当日まで、契約金額に対し、年3.00パーセントの割合で延滞料を徴収する。
 - 2 分割納入の場合は、契約単価に数量を乗じたものを延滞料の計算の根拠とする。

(物品納入費等)

- 第 7 条 物品納入に要するいっさいの費用は、発注者が負担する特約をした場合を除き、すべて受注者の 負担とする。
- 第8条物品の性質上、必要な容器及び外包は発注者の所得とする。

(物品の検査)

- 第 9 条 発注者は、受注者が納品書を提示して物品を納入してから10日以内に検査を完了しなければならない。
- 第10条 物品の検査には、必要に応じて受注者も立ち会うこととする。
- 第11条 物品の検査には、通知したにもかかわらず受注者が立ち会わないときは、発注者は単独に検査を 実施し、その結果を受注者に通告するものとする。
 - 2 前項の場合は、発注者の検査の結果に対し、受注者は不服を述べることができない。
- 第12条 検査前の納入物品の亡失き損は、受注者の責任とする。ただし、発注者の検査が所定期日以上に 遅延したことにより生じたものについては、発注者がその責めを負う。
- 第13条 検査の結果、納入物品の全部若しくは一部に不合格品を生じたときは、発注者は受注者に対し、 すみやかに不合格品を引き取らせ、代品(補修可能の場合は補修によるものを含む。次項において 同じ。)の納入期限を定め通告しなければならない。
 - 2 前項により通告した代品の納入期限に遅れたものに対する延滞料については、第6条の規定を準用する。この場合の期間の計算は、通告した代品納入期限の翌日から起算して代品納入当日までとする。ただし、発注者において、受注者が故意に不合格品を納入したと認めたときは、頭書記載の納入期限の翌日から起算する。
- 第14条 受注者の納入した物品で、検査の結果多少の不足があっても、発注者が使用に支障がないと認め たときは、適当な価格を減じ納入させることがある。

(代金の支払及び遅延利息)

- 第15条 受注者は、第9条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って代金を請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払 わなければならない。
- 第16条 発注者の責めによるべき理由により、前条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、延滞日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(かし担保)

- 第17条 受注者は、発注者に引き渡した契約物品のかしについて担保の責めを負うものとする。
 - 2 前項のかしの担保の期間は、契約物品の引き渡しのときから1か年とし、かしが発見されたとき 受注者は、契約物品を発注者の指定した期間内に無償で他の良品と引き換え、若しくは修補しなけ ればならない。

(契約の解除)

- 第18条 次の各号の1に該当するときは、発注者は受注者に対し契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 契約締結に際し、受注者に不正があったとき。

- 二 受注者の責めに帰する事由により、発注者において契約完了の見通しがたたないと認めたとき。
- 三 受注者もしくはその代理人又は使用人に不正があり、あるいは発注者の指示に従わないとき。
- 四 受注者が第9条に定める発注者の検査を拒否し、あるいは執行を妨げ、又は不正が発見されたとき。
- 五 不合格品に対し代品の納入を命じ、再び不合格品を納入したとき。
- 六 受注者が解約を申し出たとき。
- 七 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は その支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」 という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団」という。)であると認められる とき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が 経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き。
 - へ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当すると知りな がら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 八 発注者の都合により、契約の解除を必要とするとき。
- 第19条 契約の解除を申し込む場合は、文書をもってしなければならない。

(違約金)

第20条 発注者は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が第18条第一号から第七号 までの規定に該当するときは、解除部分に対する契約金額の10分の1に相当する額を受注者から 違約金として徴収するものとする。ただし、同条第六号による受注者の解除の申し出が、発注者の 責めに帰する事由による場合はこの限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第21条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第 1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野 が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委 員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の 計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行

われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に 規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第22条 受注者は、この契約が第18条第六号(発注者の責めに帰する事由による場合に限る)又は同条 第八号により契約が解除された場合で、受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害の賠 償を請求することができる。
 - 2 前項の規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内の日に文書により行わなければならない。
 - 3 第1項に規定する損害賠償の額は、発注者受注者協議して定める。

(その他)

- 第23条 この契約において、定めのない事項及び発注者受注者間に紛争又は疑義を生じた事項については、 その都度発注者受注者協議して定める。
- 第24条 この契約に関する訴訟は、札幌地方裁判所を直轄裁判所として行うものとする。

契約単価の変更に関する特約条項

(特約の目的)

第1条 この特約は、契約書第3条1項に基づく特約条項として、契約単価に係る価格改定について、発注 者及び受注者において公平かつ客観的な基準をあらかじめ定めることにより、適正な価格の取引と、単 価改定の事務手続きに要するコストの縮減及び迅速化を図ることを目的とする。

(契約単価改定基準)

第2条 契約単価の改定基準は以下のとおりとする。

- 1 基準とする指標
 - 一般財団法人経済調査会発行の「デジタル物価版」(以下「物価版」という。)に掲載される「札幌 ミニローリー渡し4KL積載車 給油(A重油一般)における各品目の価格とする。
- 2 価格調査及び実施者

契約日以降毎月1回、物価版(月の最初に発行される号)発行時に、発注者が実施する。

3 改定単価

前回基準とした指標(初回価格調査については、契約日において最新の物価版)に対して、3円以上の増減があった場合に、当該増減額を改定前の単価に増減した価格を改定単価とする。

4 改定単価適用日

価格調査を実施した日の当月1日以降納入分から適用する。

(契約単価改定の方法等)

第3条 発注者は、前条による新たに改定単価を算定した場合、受注者に通知する。

受注者は、発注者から通知された改定単価に異議がある場合は、通知の日から起算して14日以内に書面により申し立てるものとし、その場合の改定単価は双方協議とする。

以上